**八街市移動式赤ちゃん休憩室貸出しマニュアル**

１　使用目的

　市内で開催される様々な行事で、乳幼児の授乳やおむつ交換等を行うためのスペースとして使うことに限ります。

２　移動式赤ちゃん休憩室貸出対象となる行事

　移動式赤ちゃん休憩室を貸し出すことのできる行事は、次のすべてを満たすものです。

(1) 市内で開催される行事であること。

(2) 特定の政治、思想又は宗教活動を目的としない行事であること。

(3) 乳幼児を連れた保護者が参加できる行事であること。

(4) 法令又は公序良俗に反しない行事であること。

３　貸出品

　・テント一式（テント、幕、重り４セット、収納バック）

　【テントサイズ】床2.4ｍ×奥行2.4ｍ、高さは2.77～2.93ｍまで変更可能

・おむつ交換台

　・折りたたみ椅子

　・キャリー

　※単品での貸出はできません。

４　移動式赤ちゃん休憩室貸出し手続き

（１）子育て支援課に電話で移動式赤ちゃん休憩室の空き状況を確認する（電話での予約はできませんのでご注意ください）

（２）移動式赤ちゃん休憩室の空きが確認できたら、移動式赤ちゃん休憩室貸出申請書に必要事項を記入し、貸出しを希望するイベントの概要が分かる資料を添えて、使用の７日前までに子育て支援課に提出する。

５　貸出の承諾

「４　移動式赤ちゃん休憩室貸出し手続き」において、申込み内容が使用承諾条件に合致していれば移動式赤ちゃん休憩室を使用していただくことができます。

　　ただし、貸し出す際に、条件をつけることがありますのでご了承ください。

６　移動式赤ちゃん休憩室を貸し出すことができない場合

　使用を希望する行事が次のいずれかに該当する場合は、移動式赤ちゃん休憩　室を貸し出すことができません。

（１）八街市の品位を傷つける、若しくは正しい理解の妨げになるおそれのあるとき

（２）移動式赤ちゃん休憩室の正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき

（３）法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき

（４）特定の政治活動等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであると

　　　き、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき

（５）その他、管理者が移動式赤ちゃん休憩室の使用について不適当であると認めるとき

７　移動式赤ちゃん休憩室の貸出し及び返却

　　　　移動式赤ちゃん休憩室を借りる際は、開庁時間（平日午前８時３０分～午後５時１５分）に直接子育て支援課まで取りに来てください。また、開庁時間に直接お返しください。

　　　８　貸出期間

　　　　貸出期間は、原則として最長７日です。

　　　９　貸出料

　　　　移動式赤ちゃん休憩室*の*貸出しは無料です。ただし、テント等の運搬・管理等、設置に要する費用は、使用者の負担となります。

　　１０　遵守事項

　　　　移動式赤ちゃん休憩室を使用するときは、次の各号に掲げる事項を遵守してください。

　　　（１）承諾された用途のみに使用すること

　　　（２）貸出期間を遵守すること

　　　（３）移動式赤ちゃん休憩室を第三者に転貸しないこと

　　　（４）移動式赤ちゃん休憩室の使用について「１４　移動式赤ちゃん休憩室を使用する際の注意事項」を遵守して取り扱うこと

　　　（５）条件が付された場合、これに従って使用すること

　　１１　貸出しの取消し

　　　　　　遵守事項を守らなかったときは、その承諾を取り消し、以後の使用は承諾しないのでご注意ください。この場合、使用者に損害が生じても、八街市はその責を負いません。

　　　　１２　原状回復

　　　　　　貸出期間中に、移動式赤ちゃん休憩室を汚損減失（盗難を含む。）した場合、使用者の責任と負担により、修補又はクリーニング復元を行うなど、原状回復をお願いします。補修等が困難な場合は、使用者において実費弁償していただくことがあります。

　　　　１３　事故等の取扱い

　　　　　　移動式赤ちゃん休憩室の使用により生じた使用者の事故及び第三者への損害に対して、八街市は一切その責めを負いません。

　　　　１４　移動式赤ちゃん休憩室を使用する際の注意事項

　　　　（１）休憩室で出たごみは参加者に持ち帰るよう呼びかけること。ごみが出た場合は、使用者で責任を持って破棄すること。

　　　　（２）事故防止のため設置にあたっては、イベント本部付近等の主催者の目の届く範囲内に設置する、若しくは移動式赤ちゃん休憩室側に監視者をつける等の運営を行うこと。夏季に使用する場合は気温などを考慮して日陰に設置する、テントの高さを最上位にする等の十分な暑さ対策をすること。

　　　　（３）移動式赤ちゃん休憩室には必ずウエイトを使い、適切な転倒防止対策をすること。

　　　　（４）火災防止のためテントに火気類を近づけないこと。テント内は禁煙とすること。

　　　　（５）使用前と使用後は、除菌ティッシュ等でおむつ交換台及び椅子を拭くこと。

　　　　（６）返却時に破損、汚損がないか確認すること。濡れている場合には、十分に乾燥させてから収納すること。

　　　　（７）使用日が複数日にまたがる場合は毎日撤去を行い、夜間等に屋外に設置されたままにしないようにすること。